

〇〇保育園運営規程

太字部分は各園で修正・記入してください。

ひな型はあくまでも参考事例です。各園の状況に応じて適宜修正してください。

第1条から第14条までは必須項目です。第15条以降は参考事例です。園の事業や実態に合わせて加除してください。

(施設の目的)

第1条 (法人名) が設置する〇〇保育園 (以下「本園」という。) が小規模保育事業所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、本園を利用する0歳児から2歳児 (以下「利用子ども」という。) に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針) 各園の運営の方針を記載してください。以下参考例示

第2条 本園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って保育を提供するよう努める。

3 本園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、連携施設、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 〇〇保育園

(2) 所在地 町田市××町〇-〇-〇

(提供する保育の内容)

各園で提供する保育内容を記載してください。以下参考例示

第4条 本園は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (平成26年町田市条例第35号。以下「市運営基準条例」という。)、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年厚生労働省令

第 61 号)、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 26 年町田市条例第 34 号。以下「市設備基準条例」という。)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針 (平成 29 年告示) 及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(職員の職種及び職務内容)

各園の職員の職種、担当業務を、それぞれの配置の状況に応じて、記載してください。

(職種、担当業務は例示です。適宜加除修正してください。)

第 5 条 本園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

例示

(1) 管理者 (園長)

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、計画の立案や教育・保育給付認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士

<主任保育士がいる場合>

保育士は、指導計画の立案とそれらの計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

<主任保育士がいない場合>

保育士は、全体的な計画及び指導計画の立案とそれらの計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、本園全般の食育を行う。

(6) 事務員

事務員は、本園の事務及び雑務を行う。

(7) 嘱託医

嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(8) 嘱託歯科医

嘱託歯科医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、

職員及び教育・保育給付認定保護者への相談・指導を行う。

(利用定員及び職員数)

各園で定める年齢ごとの利用定員及び職員の人数を記載してください。

第6条 利用定員及び職員の人数は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、市設備基準条例で定める配置基準以上の人数とする。なお、職員数は入所人数により変動することがある。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
定員	○人	○人	○人

- (1) 管理者（園長）（常勤専従） 1人
- (2) 主任保育士（常勤専従） ○人
- (3) 保育士 ○人以上
- (4) 調理員 ○人
- (5) 栄養士 ○人
- (6) 事務員 ○人
- (7) 嘱託医 ○人
- (8) 嘱託歯科医 ○人

(保育を提供する日)

第7条 本園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(保育を提供する時間)

各園の開所時間、保育提供時間を記載してください。

第8条 本園の開所時間は午前○時から午後○時までの○時間とする。ただし、保育短時間利用子どもについては、以下の表のとおりとする。

認定区分	年齢区分	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
3号	1・2歳児	午前○時から 午後○時まで	午前○時から 午後○時まで
	0歳児		

(延長保育)

各園で定める延長保育の時間を記載してください。

第9条 保育必要量が保育標準時間の利用子どもにあつては午後○時から午後○時まで

で、保育必要量が保育短時間の利用子どもにあつては午前〇時から午前〇時及び午後〇時から午後〇時まで延長保育を実施する。

(利用料その他の費用等)

第2項では園で定める実費徴収について、別表に徴収する内容、理由、金額を記載してください。

第10条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、本園に支払うものとする。

2 第1項に定めるもののほか、別表に掲げる本園の保育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 本園は、町田市が行った利用調整により本園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認する。

3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第26号)」第1条の規定に該当せず、町田市が利用を取り消したとき。

(2) 教育・保育給付認定保護者から保育所利用の取消しの申出があつたとき。

(3) 町田市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

各園における緊急時等の対応方法を適宜、追記・修正してください。

第12条 本園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、町田市及び教育・保育給付認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策) **各園における非常災害対策を適宜、追記・修正してください。**

第13条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災

害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

各園における児童虐待防止のための措置について適宜、追記・修正してください。

第14条 本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条(第50条において準用する場合を含む。)に規定する行為をいう。

3 本園は、保育の提供中に、本園の職員又は養育者(教育・保育給付認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、町田市及び児童相談所等の適切な機関に通告する。

(苦情対応) **各園での苦情対応方法を適宜、追記・修正してください。**

第15条 本園は、教育・保育給付認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、教育・保育給付認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

各園における安全対策と事故防止策を適宜、追記・修正してください。

第16条 本園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。

3 本園は、国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、〇〇保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 本園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要す

る期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、町田市にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

各園における健康管理・衛生管理やSIDS予防のために必要な対応等を適宜、追記・修正してください。

第 17 条 本園では、子どもに対して、市設備基準条例第 17 条に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（教育・保育給付認定保護者に対する支援）

各園における保護者支援を適宜、追記・修正してください。

第 18 条 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその教育・保育給付認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや教育・保育給付認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2 本園は、教育・保育給付認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、教育・保育給付認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、教育・保育給付認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

（業務の質の評価）

各園における業務の質の評価とその取組について適宜、追記・修正してください。

第 19 条 本園は、市運営基準条例第 45 条に規定する保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育の質の向上を目指す。

2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、少なくとも年 1 回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。

3 市運営基準条例第 45 条に規定する外部による評価については、東京都福祉サービス第三者評価を○年に 1 回受審し、その結果を公表する。

（秘密の保持） **各園における秘密保持の対応について適宜、追記・修正してください。**

第 20 条 本園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び教育・保育給付認定保護者の秘密を漏らしてはならない。

2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 職員でなくなった後においても同様に秘密を漏らしてはならない。

(記録の整備)

各園における記録の整備方法と保存期間及び他に管理整備している記録等を適宜、追記・修正してください。

第21条 本園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| (1) 保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 | |
| (2) 提供した保育に係る提供記録 | 5年間保存 | |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 | |
| (4) 教育・保育給付認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | | |

当該利用子どもが小学校を卒業するまでの間保存

(その他運営についての重要事項)

その他、各園において必要な事項を規定してください。

第〇条

施行日は各園の手続き状況に合わせて追記してください。

附則

この規程は 20〇〇年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 20〇〇年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は 20〇〇年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 10 条関係)

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
〇〇に係る費用		月額 円
△△費		月額 円
□□費		年額 円
××料		30分毎 円

<例>

- ・〇〇行事に係る費用
- ・延長保育料